

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4 年次 5 月～10 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 高等学校 2 週間（60 時間）
③	実習校の確保の方法 岐阜県教育委員会と連携協力して教育実習先を確保している。実習希望学生の出身校へ依頼する場合もある。
④	実習内容 教育実習の目標を、 1 学校教育の現状や教師の教育活動についての体験的・総合的認識を得る。 2 大学で学んだ「高等学校の教科・科目」及び「教職」に関する知識や理論を学校教育の場に主体的に適用する実践的能力を身に付ける。 3 学校教育に関する課題に気づき、課題を解決していこうとする探究的態度を身に付ける。 4 教職についての使命感や情熱及び自己の適性や能力についての自覚を得る。 5 教員の社会及び保護者や生徒に対する役割や責任の自覚を得る。 とし、教育実習学習内容一覧として 17 項目を定め、そのうち「取得したい教員免許状の教科の授業参観あるいは授業補助（10 時間以上）」及び「取得したい教員免許状の教科の授業の実施（2 時間以上）」の 2 項目を含む 12 項目程度実施する。
⑤	実習生に対する指導の方法 学生一人一人について、本教職課程の専任教員を指導教員とし、実習校の実習指導教員と連携して指導を行う。本教職課程の指導教員を随時実習校に派遣し、実習校の実習指導教員との協議、実習生との面談を行い指導する。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 実習校からの成績評価に基づき、教職課程を有する各学科が成績判定し、各学部教授会が成績の認定を行う。「評価シート」は、別添の通りとする。
2	事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

事前指導：4月（10時間）

事後指導：9月（5時間）

② 内容（具体的な指導項目）

事前指導：①教育実習の目的・目標、実施上の心得 ②教育実習の学習内容と必修事項 ③生徒理解の基本 ④教科の授業づくりの基本(1)(2)(3)

事後指導：①教育実習レポートの個人発表、質疑応答・協議、講評・指導、自己課題の整理(1)(2)(3)
・事前指導、事後指導とも、教科に関する科目の専任教員と教職に関する科目の専任教員が連携して指導に当たる。

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

- ・教育実習事前指導にてハラスメント防止等に関する指導および相談窓口の周知を行う。
- ・教育実習にてハラスメント被害を受けたと思われる場合は、一人で悩まず各学部事務担当者や本教職課程の指導教員、ハラスメント相談員等に相談する。申出により、関係機関と連携・調査し、対策を考える。

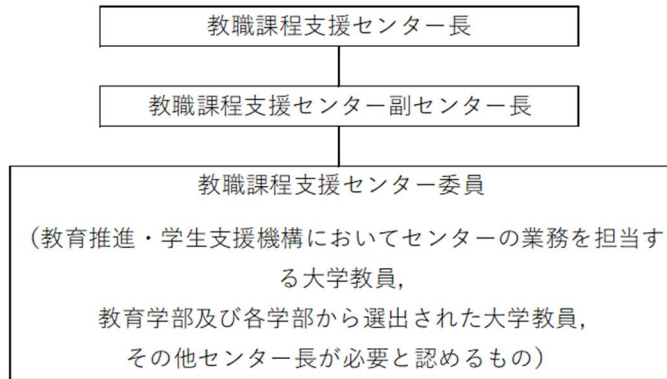
3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・委員会等の名称
岐阜大学教育推進・学生支援機構教職課程支援センター運営委員会
- ・委員会等の構成員（役職・人数など）
センター長
副センター長
教育推進・学生支援機構においてセンターの業務を担当する大学教員
教育学部及び各学部から選出された大学教員
その他センター長が必要と認めるもの
- ・委員会等の運営方法
年5～6回程度開催し、センターの業務に関することについて審議する。

【委員会の組織図】

岐阜大学教育推進・学生支援機構教職課程支援センター運営委員会



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

・ 委員会等の名称

岐阜大学教育推進・学生支援機構教職課程支援センター運営委員会

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

センター長

副センター長

教育推進・学生支援機構においてセンターの業務を担当する大学教員

教育学部及び各学部から選出された大学教員

その他センター長が必要と認めるもの

・ 委員会等の運営方法

岐阜県教育委員会、実習協力校の担当と教育実習に関する連絡調整、打ち合わせ等をする。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

- ① 4年次の学生であること
- ② 教職に関する科目の全ての科目(4年後学期履修科目を除く。)を履修済みまたは履修中であること
- ③ 教科に関する科目の36単位以上を履修済みまたは履修中であること
- ④ 教育実習事前指導（集中）を受講済であること

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計		
○	×	教育委員会名	岐阜県教育委員会	高等学校：63校

教 育 実 習 承 諾 書

令和6年3月 / 日

国立大学法人東海国立大学機構
岐阜大学長
吉 田 和 弘 殿

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄



令和6年2月29日付け岐大学企第15号で依頼のありました「教員の免許状授与の所有資格を得させるための課程認定」申請に伴う免許状取得のための教育実習協力校について、岐阜県内の県立高等学校において教育実習を行うことを承諾する。

なお、実施に当たってはその都度協議することとする。